

越谷市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民等の利用に供するため窓口に備え置く封筒に広告を掲載し、事業者が市に無償で提供することに関し必要な事項を定め、当該封筒の適切な管理を行うことにより市民サービスの向上及び経費の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口封筒 市役所、北部出張所、南部出張所、パスポートセンター、越ヶ谷地区センターを除く12の地区センターの窓口で発行する証明書等の持ち帰りの際に、市民等が必要に応じて自由に利用できるように窓口に備え置く封筒で、その封筒の表面及び裏面に広告が掲載されたもの
- (2) 無償提供者 越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号。以下「要綱」という。）及びこの基準等に定めるところにより、窓口封筒の広告主募集、広告原稿の確認、校正、広告主との調整等広告掲載にかかる一連の業務を行い、窓口封筒を製作し市に無償提供する者

(掲載できない広告の範囲等)

第3条 窓口封筒に掲載できない広告の範囲及び広告の掲載順位は、要綱第3条及び第4条に定めるところによる。

(経費の負担)

第4条 窓口封筒の製作及び無償提供に要する費用は、すべて無償提供者の負担とする。

(無償提供者の募集)

第5条 無償提供者の募集は、越谷市ホームページ及び広報こしがやにより行うものとする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 無償提供者の募集について必要な事項は、越谷市広告入り窓口封筒の無償提供者募集要領（以下「要領」という。）で定める。

(無償提供者の申込み)

第6条 無償提供者の申込みをする者は、要領で定めるところにより越谷市広告入り窓口封筒無償提供申込書に必要書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(無償提供者の選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要領で定めるところにより、無償提供者を選定するものとする。

- 2 市長は、無償提供者を選定したときは、当該無償提供者と越谷市広告入り窓口封筒の製作及び無償提供に関する確認書を取り交わすものとする。

(無償提供者の広告募集)

第8条 無償提供者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないように配慮しなければならない。

(製作上の注意事項)

第9条 無償提供者は、広告の内容、デザイン、表示方法等について事前に市長と協議し製作するものとする。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、要綱に規定する越谷市広告審査委員会の審査を経なければならない。

(無償提供者の取消し)

第10条 市長は、無償提供者としてふさわしくないと認めるとき又は市の行政運営上必要があると認めるときは、無償提供者の決定を取り消す

ことができる。

（無償提供の辞退）

第 1 1 条 無償提供者は、自己の都合により窓口封筒の無償提供を辞退しようとするときは、書面により市長に届け出なければならない。

（窓口封筒の使用中止）

第 1 2 条 市長は、窓口封筒を使用することが不適当と認めるときは、窓口封筒の使用を中止することができる。

（無償提供者等の責務）

第 1 3 条 無償提供者及び広告主は、広告の内容について、一切の責任を負い、苦情等に対し適正かつ迅速にその処理に当たらなければならない。

2 無償提供者は、掲載された広告の内容又は広告主に問題が生じたときは、速やかに市長に連絡するとともに、当該窓口封筒を回収し、代替の窓口封筒を提供するものとする。

（その他）

第 1 4 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 2 5 年 8 月 2 0 日から施行する。

この基準は、平成 2 9 年 7 月 5 日から施行する。

この基準は、平成 3 0 年 7 月 1 8 日から施行する。